

産 廃 第 780 号
埼 産 協 第 137 号
平成29年10月20日

3 S 運動推進事業者登録事業者 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 酒井 辰夫
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会長 小林 増雄

「3 S 運動」県民PR事業者の募集について（依頼）

日頃、産業廃棄物行政の推進と協会運営に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県と協会では、今までの業界イメージを払拭し、イメージアップを図るため「3 S 運動」を広く展開しております。昨年度の3 S 運動優秀事例発表会では、皆様の創意工夫にあふれた取組を排出事業者の方等に広く周知させていただきました。

このたび、県と協会では、「3 S 運動」の取組を広く一般の県民の方にも知っていただくため、県民の施設見学を受け入れ、かつ施設見学の中で3 S 運動を積極的にPRしていただく事業者を募集することといたしました。

当該事業は、皆様の取組を広く知っていただくことにより、今までの古い業界イメージを一新し、「地域に愛される環境産業」への第1歩として推進するものです。

については、別紙登録要件を参照いただき、別添の登録申込書に御記入の上、下記の産業廃棄物指導課あてファックスかメールにて申込みくださるようお願いいたします。

記

○登録申込書送信先

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 7 4

e-mail : a3120-03@pref.saitama.lg.jp

担当 産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当

電話 : 0 4 8 - 8 3 0 - 3 1 3 5

◎登録要件

登録の要件は次の事項とします。

- (1) 3S運動推進事業者登録をしていること。
- (2) 業界のイメージ向上に寄与する取組をしていること。
- (3) 見学する施設が県内にあること。
- (4) 無料で見学できること。
- (5) 県を経由せず、県民からの申し込みを直接受け付け可能であること。
- (6) 登録時及び登録後、改善命令等の行政処分を受けていないこと。
- (7) 施設賠償責任保険等に加入していること。